

◎新潟県告示第102号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第2項の規定により、都市計画事業を次のとおり施行する。

令和8年2月10日

新潟県知事 花 角 英 世

1 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 新潟都市計画道路事業

(2) 名称 3・4・6号大手町城北町線

2 施行者の名称

新潟県

3 事務所の所在地

新潟市中央区新光町4番地1

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

新潟県新発田市大手町4丁目、大手町5丁目及び中央町4丁目地内

(2) 使用の部分

なし